

## 平成27年3月 高等学校および特別支援学校高等部卒業者の進路実態調査票作成要領

### 第1票 総括表

- (1) 本票は、学校基本調査票中「卒業後の状況調査票」の基礎調査票であるので、本票の「合計」欄は「状況別卒業生数」の各欄と一致すること。
- (2) 進学者および専修学校等入学者には、就職しながら大学・短大等に進学した者（以下「就職進学者」という。）および就職しながら専修学校等に入学した者（以下「就職入学者」という。）を含めること。
- (3) 専修学校等入学者のうち、進学予備校に入学した者については、「a、b 中予備校」欄にその数を計上すること。また、専修学校（=a）に入学した者のうち進学予備校入学者は、「その他の課程」欄に計上すること。
- (4) 進学しながら専修学校・各種学校等に入学した者については、「進学者」の欄に計上すること。
- (5) 専修学校等入学者については、入学した学校が専修学校であるのか各種学校であるのかをよく確認すること。特に、予備校については、必ずしも各種学校であるとは限らないので、別添の専修学校等名簿等により確認すること。
- (6) 専修学校または各種学校の認可を受けていない教育施設に入学した者は、原則として「左記以外の者」とする。ただし、看護師養成所のように国または地方公共団体の指定等を受けた教育施設に入学した者は、公共職業訓練施設入所者として取り扱う。
- (7) 進学、入学および就職の全てを満たす者は、「就職進学者」とする。
- (8) 国外へ進学した者（留学者）は、「左記以外の者」の欄に入力する。
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校等文部科学大臣の所管ではない学校へ入学した者は、「進学者」としない。なお、これらの教育訓練機関に入学した者のうち、俸給、手当等が支給される機関に入学した者は「就職者」、支給されない機関に入学した者は「公共職業能力開発施設等入学者」として取り扱う。
- (10) 左記以外の者のうち、「児童福祉施設」「更正施設」「授産施設」「医療機関」等の社会福祉施設に入所または通っている者を「（再掲）社会福祉施設入所者等」の欄に、アルバイトやパート等の臨時的な収入を得る仕事に就いた者を「（再掲）一時的な仕事に就いた者」の欄に、就職準備中の者を「（再掲）就職準備者」の欄に、進学準備中の者（専修学校等ではない予備校に入学した者・自宅浪人）を「（再掲）進学準備者」の欄にそれぞれ内数で入力すること。

### 第2票 学校種類別設置者別学部別進学者

- (1) 本票は、第1票の大学学部、短期大学本科および大学・短期大学の通信教育部への進学者について、進学者の属する大学科ごとに設置者、進学者、就職進学者別にその進学先を調査するものである。このため、複数の大学科を有する高校にあっては、ファイルをコピーして、その大学科ごとに別々に作成すること。
- (2) 本票中「不詳（下から3行目）」とは、進学したがその進学先の都道府県名が不詳の場合をいう。
- (3) 進学者（就職進学者を除く）と就職進学者で別のファイルになっており、さらに各ファイル内において「種類別設置者別」にシートが分かれているので、注意して入力すること。また、各ファイルの種類毎の合計が、第1票の大学学部、短期大学本科および大学・短期大学の通信教育部

への各進学者数と一致するよう、必ず確認すること。(赤色で着色された(確認用)シートで種類毎の合計の確認が可能。)

- (4) 学部の中のどの課程等に進学したかにかかわらず、学部の名称により判断して入力すること。  
(判断が難しい場合は、学校基本調査 その他附属資料中「学科系統分類表」を参照すること。  
下記URLよりダウンロード可能。)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/shiryo/1269892.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/shiryo/1269892.htm)
- (5) 福井県立大学の生物資源学部および海洋生物資源学部は、農学関係に分類する。
- (6) 該当者の存在しないシートについても、そのまま残しておくこと。(確認用ファイルに影響が出るため。)

### 第3票

本票は、第1票の専修学校等入学者、留学者、大学・短期大学別科への入学者等について、その者の属する大学科ごとに入学先等を調査するものである。このため、複数の大学科を有する高校にあつては、ファイルをコピーして、その大学科ごとに別々に作成すること。

#### ア 専修学校等入学者

- (1) 本票は、第1表中専修学校等入学者について調査するものであるから、本票の合計は、第1票のa、bおよびc欄の合計と一致すること。
- (2) 「設置者」欄は、国立、公立または私立のいずれかを入力すること。
- (3) 学校名は省略することなく、正式名称を入力すること。

#### イ 留学者

- (1) 本票は、第1表中「左記以外の者」のうち国外へ進学した者(留学者)について調査するものである。
- (2) 学校名は省略することなく、正式名称を入力すること。

#### ウ 大学・短期大学別科への進学者

- (1) 本票は、第1票中進学者のうち大学・短期大学別科の進学者について調査するものである。
- (2) 「設置者」欄は、国立、公立または私立のいずれかを入力すること。
- (3) 学校名は、正式名称を入力すること。